

# 千葉県議会議員の選挙区及び定数の現状等について

令和3年6月30日

選挙管理委員会

## 1 選挙区等の現状

- ①議員の定数：94人
- ②選挙区の数：42選挙区

## 2 選挙区の原則〔公選法15条1項〕

以下の①～③を基本として、県の条例で定める。

- ①1つの市の区域
- ②1つの市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域
- ③隣接する町村の区域を合わせた区域

## 3 選挙区の設定

### (1) 用語の定義

配当基数：当該区域の人口÷議員1人当たりの人口※

※議員1人当たりの人口：都道府県の人口÷議員の定数

### (2) 合区のルール

- ①配当基数が0.5未満の選挙区の合区は強制〔公選法15条2項〕
- ②配当基数が0.5以上1.0未満の選挙区の合区は任意〔公選法15条3項〕
  - (注1) 1選挙区に配当基数1.0以上の市は1つのみ
  - (注2) 配当基数が0.5以上の町村は単独で1選挙区も可〔公選法15条4項〕

### (3) 指定都市の区域の取扱い〔公選法15条9項〕

指定都市に合区のルールを適用する場合

→行政区を分割せず、指定都市の区域を2つ以上の区域に分ける

### (4) 衆議院小選挙区特例〔公選法15条5項〕

1つの市町村の区域を2つ以上の衆議院小選挙区に分割する場合

→分割された各区域を市町村の区域とみなし合区のルールを適用

### (5) 選挙区設定の考慮事項〔公選法15条7項〕

行政区画、衆議院小選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行う。

## 4 選挙区の定数〔公選法15条8項〕

- ①原則→人口に比例して条例で定める
- ②例外→おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定める

## 5 選挙区間の較差（各選挙区間の議員1人当たりの人口の比率）

選挙年月日	定数	最大較差	選挙区・定数の議決	司法判断	備考
現状	94	3.06 : 1 (流山市：勝浦市・夷隅郡)	—	—	R02国勢調査速報値 ※勝浦市・夷隅郡が 強制合区の対象
H31.4.7	94	2.44 : 1 (船橋市：勝浦市・夷隅郡)	H29.2 議会	争訟なし	—
H27.4.12	95	2.51 : 1 (印西市：銚子市)	H18.12 議会	合憲	最大較差は人口比定数より縮小されている。
H23.4.10	95	2.51 : 1 (印西市：銚子市)	”	争訟なし	—
H19.4.8	95	2.23 : 1 (船橋市：鴨川市)	”	争訟なし	印西市の合併後も、 最大較差は変化なし。
H15.4.13	98	3.53 : 1 (千葉市緑区：安房郡)	H14.12 議会	争訟なし	—
H11.4.11	98	2.75 : 1 (千葉市緑区：安房郡)	H10.12 議会	合憲	最大較差は人口比定数とほぼ同一である。
H7.4.9	97	2.45 : 1 (柏市：長生郡)	H6.12 議会	合憲	最大較差は人口比定数より縮小されている。
H3.4.7	92	2.45 : 1 (柏市：長生郡)	H3.1 臨時議会 (H3.1.6)	合憲	最大較差は人口比定数より縮小されている。
S62.4.12	85	2.81 : 1 (鎌ヶ谷市：長生郡)	S61.12 議会	合憲	最大較差は人口比定数より縮小されている。
S58.4.10	79	4.58 : 1 (我孫子市・沼南町：長生郡)	S57.12 議会	違憲	較差は選挙権の平等の 要求に反する程度に 至っていた。

※「人口比定数」は、各選挙区の人口に比例して機械的に定数を配当した場合の各選挙区の定数。

## 6 選挙区の逆転現象（逆転区）

人口の多い選挙区の定数が人口の少ない選挙区の定数より少ない逆転現象。  
速報値による算出では、以下の3通りが生じている。

選挙区	現行定数	人口	選挙区	現行定数	人口
流山市	2	199,960	①八千代市	3	199,597
			②佐倉市・酒々井町	3	189,618
			③千葉市 花見川区	3	177,408

なお、平成31年の一般選挙の際には生じていない。

## 7 直近の選挙区及び定数の変更について

平成29年2月議会において「千葉県議会議員の定数及び選挙区等に関する条例」が改正され、平成31年の一般選挙から以下のとおり変更された。

なお、この改正により、平成27年国勢調査人口ベースでの較差は、2.88倍から2.44倍に縮小した。

○議員の定数 （変更後）94 ← （変更前）95

○選挙区

変更後	変更前
銚子市・東庄町（2） 香取市・神崎町・多古町（2）	銚子市（2） 香取市（2） 香取郡（1）
佐倉市・酒々井町（3） 印西市・栄町（2）	佐倉市（3） 印西市（1） 印旛郡（1）
山武市・山武郡（2）	山武市（1） 山武郡（1）
鴨川市・南房総市・安房郡（2）	鴨川市（1） 南房総市・安房郡（1）

定数及び選挙区に係る一票の較差等について

No	項目 選挙区	令和2年 国調人口 (速報値) a	定数 b	議員1人 当たり人口		人口比定数 (理論値)		定数 差 d-b	議員1人 当たり人口		
				a/b	較差 3.06 e	配当基数 a/c	定数 d		*	a/d	較差 2.67 f
1	流山市	199,960	2	99,980	3.06	2,989	3	*1	1	66,653	1.90
2	船橋市	642,972	7	91,853	2.81	9,613	10	*11	3	64,297	1.83
3	習志野市	176,306	2	88,153	2.69	2,636	3	*10	1	58,769	1.67
4	浦安市	171,424	2	85,712	2.62	2,563	3	*12	1	57,141	1.63
5	柏市	426,552	5	85,310	2.61	6,377	6		1	71,092	2.03
6	市川市	496,943	6	82,824	2.53	7,429	7		1	70,992	2.02
7	千葉市 稲毛区	160,684	2	80,342	2.46	2,402	2		0	80,342	2.29
8	野田市	152,674	2	76,337	2.33	2,282	2		0	76,337	2.17
9	千葉市 美浜区	148,941	2	74,471	2.28	2,226	2		0	74,471	2.12
10	千葉市 若葉区	146,976	2	73,488	2.25	2,197	2		0	73,488	2.09
11	松戸市	498,293	7	71,185	2.18	7,450	7		0	71,185	2.03
12	千葉市 中央区	211,734	3	70,578	2.16	3,165	3		0	70,578	2.01
13	木更津市	136,224	2	68,112	2.08	2,036	2		0	68,112	1.94
14	八街市	67,480	1	67,480	2.06	1,008	1		0	67,480	1.92
15	市原市	269,653	4	67,413	2.06	4,031	4		0	67,413	1.92
16	八千代市	199,597	3	66,532	2.03	2,984	3	*3	0	66,532	1.90
17	成田市	132,998	2	66,499	2.03	1,988	2	*2	0	66,499	1.89
18	我孫子市	130,590	2	65,295	2.00	1,952	2	*4	0	65,295	1.86
19	千葉市 緑区	129,467	2	64,734	1.98	1,935	2	*5	0	64,734	1.84
20	袖ヶ浦市	63,906	1	63,906	1.95	0,955	1		0	63,906	1.82
21	旭市	63,788	1	63,788	1.95	0,953	1		0	63,788	1.82
22	佐倉市・酒々井町	189,618	3	63,206	1.93	2,835	3	*7	0	63,206	1.80
23	白井市	62,470	1	62,470	1.91	0,934	1		0	62,470	1.78
24	印西市・栄町	122,791	2	61,396	1.88	1,835	2	*6	0	61,396	1.75
25	千葉市 花見川区	177,408	3	59,136	1.81	2,652	3	*8	0	59,136	1.68
26	東金市	58,248	1	58,248	1.78	0,870	1		0	58,248	1.66
27	長生郡	56,717	1	56,717	1.73	0,847	1		0	56,717	1.62
28	鎌ヶ谷市	109,989	2	54,995	1.68	1,644	2	*9	0	54,995	1.57
29	富里市	49,762	1	49,762	1.52	0,744	1		0	49,762	1.42
30	大網白里市	48,155	1	48,155	1.47	0,719	1		0	48,155	1.37
31	四街道市	93,632	2	46,816	1.43	1,399	1	▲1	▲1	93,632	2.67
32	山武市・山武郡	92,239	2	46,120	1.41	1,379	1	▲1	▲1	92,239	2.63
33	香取市・神崎町・多古町	91,995	2	45,998	1.41	1,375	1	▲1	▲1	91,995	2.62
34	館山市	45,177	1	45,177	1.38	0,675	1		0	45,177	1.29
35	茂原市	86,821	2	43,411	1.33	1,298	1	▲1	▲1	86,821	2.47
36	富津市	42,508	1	42,508	1.30	0,635	1		0	42,508	1.21
37	君津市	82,249	2	41,125	1.26	1,229	1	▲1	▲1	82,249	2.34
38	鴨川市・南房総市・安房郡	74,991	2	37,496	1.15	1,121	1	▲1	▲1	74,991	2.14
39	銚子市・東庄町	71,713	2	35,857	1.10	1,072	1	▲1	▲1	71,713	2.04
40	いすみ市	35,571	1	35,571	1.09	0,531	1		0	35,571	1.01
41	匝瑳市	35,099	1	35,099	1.07	0,524	1		0	35,099	1.00
42	勝浦市・夷隅郡	32,719	1	32,719	1.00	0,489	0	▲1	▲1	---	---
	計	6,287,034	94	66,883		94.0	94			66,883	

※「議員1人当たり人口」「較差」は表示桁以下四捨五入

定数及び選挙区に係る一票の較差等について

No	項目 選挙区	令和2年 国調人口 (速報値) a	定数 b	議員1人 当たり人口		人口比定数 (理論値)		定数 差 d-b	議員1人 当たり人口	
				a/b	較差 3.06 e	配当基数 a/c	定数 d *		a/d	較差 2.67 f
1	船橋市	642,972	7	91,853	2.81	9.613	10 *11	3	64,297	1.83
2	松戸市	498,293	7	71,185	2.18	7.450	7	0	71,185	2.03
3	市川市	496,943	6	82,824	2.53	7.429	7	1	70,992	2.02
4	柏市	426,552	5	85,310	2.61	6.377	6	1	71,092	2.03
5	市原市	269,653	4	67,413	2.06	4.031	4	0	67,413	1.92
6	千葉市 中央区	211,734	3	70,578	2.16	3.165	3	0	70,578	2.01
7	流山市※	199,960	2	99,980	3.06	2.989	3 *1	1	66,653	1.90
8	八千代市※①	199,597	3	66,532	2.03	2.984	3 *3	0	66,532	1.90
9	佐倉市・酒々井町※②	189,618	3	63,206	1.93	2.835	3 *7	0	63,206	1.80
10	千葉市 花見川区※③	177,408	3	59,136	1.81	2.652	3 *8	0	59,136	1.68
11	習志野市	176,306	2	88,153	2.69	2.636	3 *10	1	58,769	1.67
12	浦安市	171,424	2	85,712	2.62	2.563	3 *12	1	57,141	1.63
13	千葉市 稲毛区	160,684	2	80,342	2.46	2.402	2	0	80,342	2.29
14	野田市	152,674	2	76,337	2.33	2.282	2	0	76,337	2.17
15	千葉市 美浜区	148,941	2	74,471	2.28	2.226	2	0	74,471	2.12
16	千葉市 若葉区	146,976	2	73,488	2.25	2.197	2	0	73,488	2.09
17	木更津市	136,224	2	68,112	2.08	2.036	2	0	68,112	1.94
18	成田市	132,998	2	66,499	2.03	1.988	2 *2	0	66,499	1.89
19	我孫子市	130,590	2	65,295	2.00	1.952	2 *4	0	65,295	1.86
20	千葉市 緑区	129,467	2	64,734	1.98	1.935	2 *5	0	64,734	1.84
21	印西市・栄町	122,791	2	61,396	1.88	1.835	2 *6	0	61,396	1.75
22	鎌ヶ谷市	109,989	2	54,995	1.68	1.644	2 *9	0	54,995	1.57
23	四街道市	93,632	2	46,816	1.43	1.399	1	▲1	93,632	2.67
24	山武市・山武郡	92,239	2	46,120	1.41	1.379	1	▲1	92,239	2.63
25	香取市・神崎町・多古町	91,995	2	45,998	1.41	1.375	1	▲1	91,995	2.62
26	茂原市	86,821	2	43,411	1.33	1.298	1	▲1	86,821	2.47
27	君津市	82,249	2	41,125	1.26	1.229	1	▲1	82,249	2.34
28	鴨川市・南房総市・安房郡	74,991	2	37,496	1.15	1.121	1	▲1	74,991	2.14
29	銚子市・東庄町	71,713	2	35,857	1.10	1.072	1	▲1	71,713	2.04
30	八街市	67,480	1	67,480	2.06	1.008	1	0	67,480	1.92
31	袖ヶ浦市	63,906	1	63,906	1.95	0.955	1	0	63,906	1.82
32	旭市	63,788	1	63,788	1.95	0.953	1	0	63,788	1.82
33	白井市	62,470	1	62,470	1.91	0.934	1	0	62,470	1.78
34	東金市	58,248	1	58,248	1.78	0.870	1	0	58,248	1.66
35	長生郡	56,717	1	56,717	1.73	0.847	1	0	56,717	1.62
36	富里市	49,762	1	49,762	1.52	0.744	1	0	49,762	1.42
37	大網白里市	48,155	1	48,155	1.47	0.719	1	0	48,155	1.37
38	館山市	45,177	1	45,177	1.38	0.675	1	0	45,177	1.29
39	富津市	42,508	1	42,508	1.30	0.635	1	0	42,508	1.21
40	いすみ市	35,571	1	35,571	1.09	0.531	1	0	35,571	1.01
41	匝瑳市	35,099	1	35,099	1.07	0.524	1	0	35,099	1.00
42	勝浦市・夷隅郡	32,719	1	32,719	1.00	0.489	0	▲1	---	---
	計	6,287,034	94	66,883		94.0	94		66,883	

※「議員1人当たり人口」「較差」は表示桁以下四捨五入

## 公職選挙法抜粋

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

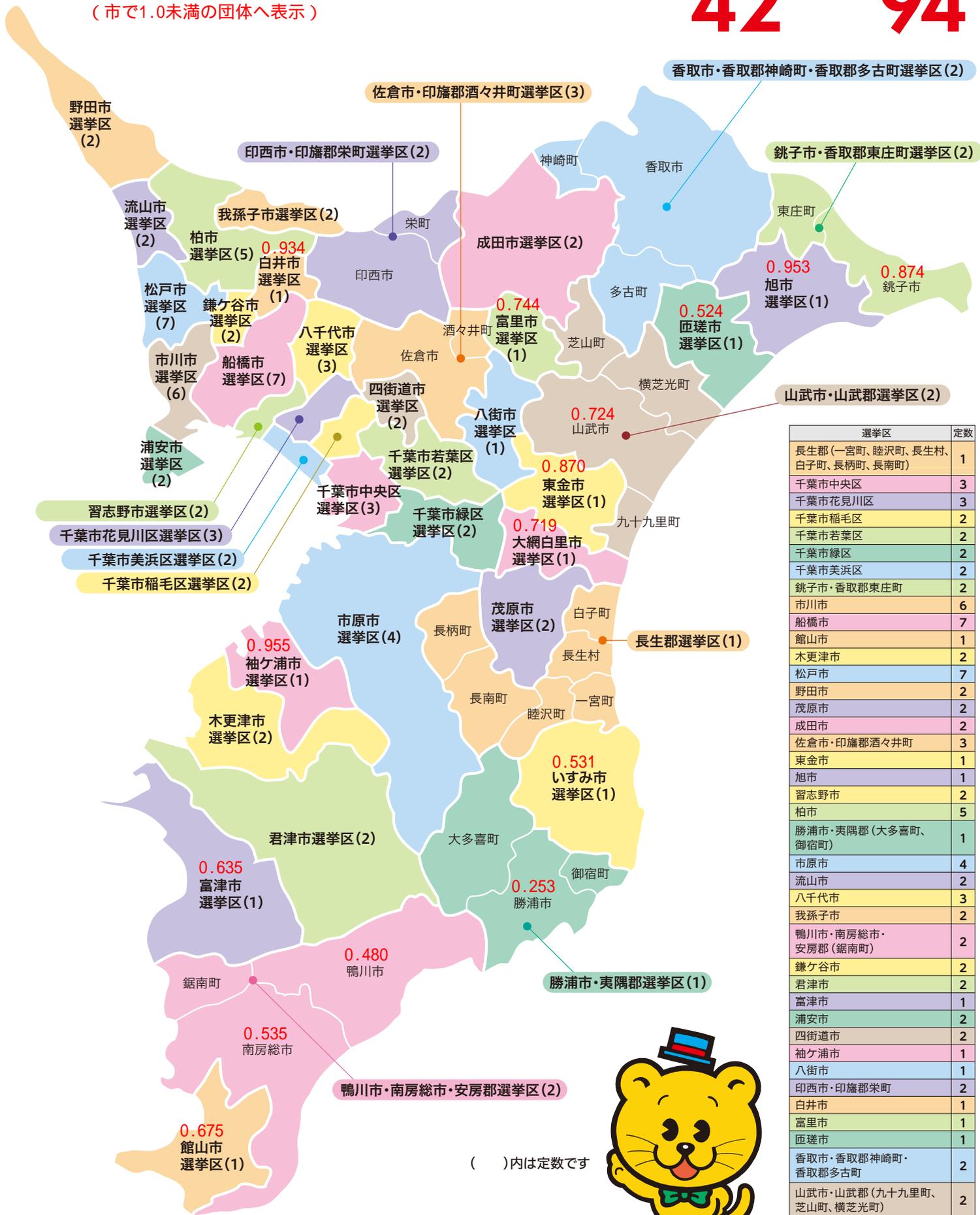
**第十五条** 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。

- 2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下この条において「議員一人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。
- 3 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であつても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。
- 4 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができる。
- 5 一の市町村（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、区（総合区を含む。第六項及び第九項において同じ。）。以下この項において同じ。）の区域が二以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における前各項の規定の適用については、当該各区域を市町村の区域とみなすことができる。
- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。ただし、指定都市については、区の区域をもつて選挙区とする。
- 7 第一項から第四項まで又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。
- 9 指定都市に対し第一項から第三項までの規定を適用する場合における市の区域（市町村の区域に係るものを含む。）は、当該指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とする。この場合において、当該指定都市の区域を分けるに当たっては、第五項の場合を除き、区の区域を分割しないものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

# 千葉県議会議員選挙区図

一部の市の名称の上に表示している数値は配当基数  
(市で1.0未満の団体へ表示)

選挙区 ▶ **42** 定数 ▶ **94**



選挙区	定数
長生郡(一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町)	1
千葉市中央区	3
千葉市花見川区	3
千葉市稲毛区	2
千葉市若葉区	2
千葉市緑区	2
千葉市美浜区	2
銚子市・香取郡東庄町	2
市川市	6
船橋市	7
館山市	1
木更津市	2
松戸市	7
野田市	2
茂原市	2
成田市	2
佐倉市・印旛郡酒々井町	3
東金市	1
旭市	1
習志野市	2
柏市	5
勝浦市・夷隅郡(大多喜町、御宿町)	1
市原市	4
流山市	2
八千代市	3
我孫子市	2
鴨川市・南房総市・安房郡(鋸南町)	2
鎌ヶ谷市	2
君津市	2
富津市	1
浦安市	2
四街道市	2
袖ヶ浦市	1
八街市	1
印西市・印旛郡栄町	2
白井市	1
富里市	1
匝瑳市	1
香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町	2
山武市・山武郡(九十九里町、芝山町、横芝光町)	2
いすみ市	1
大網白里市	1

( )内は定数です



## 議員定数等に関する検討項目

( 委員長私案 )

### 強制合区の取り扱い

勝浦市・夷隅郡選挙区が強制合区※の対象となることから、その合区先及び合区後の定数の検討

### 逆転選挙区の取り扱い

人口（令和2年国勢調査）の少ない選挙区と人口の多い選挙区の定数が逆転している選挙区の是正

### 1票の較差の考え方

都市部と人口減少地域との人口較差が拡大する現状における1票の較差の是正

適正な議員総定数

※強制合区：当該選挙区の議員一人当たりの人口が、県全体の議員一人当たりの人口の半数に達しない場合、隣接する他の市町村の区域と合区しなければならない（公職選挙法15条2項）

## 定数等検討 及び 条例改正に伴うスケジュール

年度	議会日程等	開催内容等
令和3年度	6月定例	<p>【令和3年6月】令和2年国勢調査 速報値公表</p> <p>第1回 千葉県議会議員定数等検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 正副委員長互選</li> </ul> <p>第2回 千葉県議会議員定数等検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 選挙管理委員会から説明 国勢調査速報値による定数等の現状について</li> </ul>
	9月定例	<p>第3回 千葉県議会議員定数等検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検討項目の協議</li> <li>○ スケジュールの提案</li> </ul> <p>衆議院議員選挙</p>
	12月定例	<p>【令和3年11月】令和2年国勢調査 確定値公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各会派において検討案の協議</li> </ul>
	2月定例	<p>第4回千葉県議会議員定数等検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各会派からの提案・協議</li> </ul>
令和4年度	6月定例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員会において改正案の検討 ↓ 委員長から議長へ報告書の提出</li> <li>○ 条例議決</li> </ul> <p>参議院議員選挙</p>
	9月定例	
	12月定例	
	2月定例	<p>改正内容の県民への周知期間</p>
令和5年4月	○ 改正条例施行	統一地方選挙